

吸収合併に関する事後開示書面

2024年4月1日

株式会社日新

2024年4月1日

横浜市中区尾上町六丁目81番地
株式会社 日新
代表取締役社長 筒井 雅洋

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

当社は、2023年3月20日付で日新エアカーゴ株式会社(以下、「NAC」という。)との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、NACを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」という。)を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

NACは、当社の100%子会社であったため、吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求はありませんでした。

(2) 新株予約権買取請求の手続の経過

NACは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述の手続の経過

NACは、2024年2月1日付の官報にて本合併に対する異議申述に関する公告及び同日付での債権者に対する催告書送付を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求の手続きの経過

会社法第769条の2の規定に基づく差止請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

本合併は、簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述の手続の経過

当社は、2024年2月1日付の官報及び電子公告にて本合併に対する異議申述に関する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、NACからその資産、負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が事前開示事項として備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録された事項

NACの事前開示書面は別紙のとおりです。

6. 吸収合併に関する変更の登記をした日

当社は2024年4月1日に本合併に関する変更の登記の申請を行いました。

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

2023年4月21日

日新エアカーゴ株式会社

2023年4月21日

東京都千代田区麴町一丁目6番4号
日新エアカーゴ株式会社
代表取締役社長 鵜飼 正博

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

当社は、2023年3月20日付けで株式会社日新(以下、「日新」という。)との間で締結した吸収合併契約(以下、「本吸収合併」という。)に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、日新を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 新株予約権の対価の定めに関する事項
吸収合併消滅会社である当社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等
最終事業年度の当社の計算書類等は、別紙2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の日新の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の日新の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における日新の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



吸収合併契約書

株式会社日新（以下「甲」という。）及び日新エアカーゴ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社日新

住所：神奈川県横浜市中区尾上町六丁目 81 番地

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：日新エアカーゴ株式会社

住所：東京都千代田区麴町一丁目 6 番 4 号

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2023年3月20日

甲： 株式会社日新
神奈川県横浜市中区尾上町六丁目81番地

代表取締役社長 筒井 雅洋



乙： 日新エアカーゴ株式会社
東京都千代田区麴町一丁目6番4号

代表取締役社長 鵜飼 正博



第40期

計 算 書 類

(2021年4月1日～2022年3月31日)

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

監 査 報 告 書



日新エアーゴ株式会社

貸借対照表

(2022年 3月 31日現在)

(単位 : 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	円 550,342,800	流動負債	円 139,198,942
現金及び預金	26,115,137	買掛金	40,830,416
売掛金	2,901,791	親会社買掛金	5,522,101
親会社売掛金	190,429,012	リース債務	2,659,800
貯蔵品	900,950	未払金	1,750,600
前払費用	11,743,546	未払法人税等	2,783,200
親会社短期貸付金	278,907,427	未払事業税	786,600
未収入金	39,071,465	未払消費税	7,708,100
立替金	241,618	未払費用	16,947,135
仮払金	31,854	預り金	3,384,990
		賞与引当金	56,826,000
固定資産	40,000,243	固定負債	58,423,700
有形固定資産	7,660,717	リース債務	2,945,600
建物	1	退職給付引当金	55,478,100
建物附属設備	967,967		
機械及び装置	70,192	負債合計	197,622,642
車両運搬具	1,645,215		
工具器具備品	4,977,342	純 資 産 の 部	
無形固定資産	404,300	株主資本	
電話加入権	319,200	資本金	60,000,000
ソフトウェア	85,100	利益剰余金	
投資その他の資産	31,935,226	利益準備金	15,000,000
投資有価証券	677,000	その他利益剰余金	317,720,401
出資金	1,100,000	別途積立金	150,000,000
敷金	5,955,900	繰越利益剰余金	167,720,401
差入保証金	300,000	利益剰余金合計	332,720,401
リサイクル預託金	54,780	株主資本合計	392,720,401
繰延税金資産	24,692,546		
貸倒引当金	△ 845,000	純資産合計	392,720,401
資産合計	590,343,043	負債及び純資産合計	590,343,043

損益計算書

自 2021年 04月 01日
至 2022年 03月 31日

(単位:円)

I 売上高		1,084,146,357
II 売上原価		982,964,881
売上総利益		101,181,476
III 販売費及び一般管理費		92,320,772
営業利益		8,860,704
IV 営業外収益		
受取利息	1,201,910	
受取配当金	135,400	
その他の営業外収益	18,223,104	19,560,414
V 営業外費用		
支払利息	0	
その他の営業外費用	400,600	400,600
経常利益		28,020,518
VI 特別利益		
固定資産受贈益	1,001,518	1,001,518
VII 特別損失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純利益		29,022,035
法人税・住民税及び事業税	6,303,800	
法人税等調整額	1,809,197	8,112,997
当期純利益		20,909,038

株主資本等変動計算書

(単位:円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
前期末残高	60,000,000				15,000,000	150,000,000	146,811,363	311,811,363		371,811,363
当期変動額										
新株の発行										
剰余金の配当							0	0		0
当期純利益							20,909,038	20,909,038		20,909,038
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計							20,909,038	20,909,038		20,909,038
当期末残高	60,000,000				15,000,000	150,000,000	167,720,401	332,720,401		392,720,401

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
前期末残高					371,811,363
当期変動額					
新株の発行					
剰余金の配当					0
当期純利益					20,909,038
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計					20,909,038
当期末残高					392,720,401

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

I 資産の評価基準および評価方法

- ① 投資有価証券の評価は移動平均法の原価法によっております。
- ② 貯蔵品の評価は最終仕入原価法によっております。

II 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産・・・建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法によっております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ② 無形固定資産・・・定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ③ リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係わるリース資産
リース会計基準の改訂に伴い、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用・・・法人税法の規定に基づく期間均等償却を採用しております。

III 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金・・・グループ法人税制創設に伴い中小企業特例の取扱が改正され、債権の回収不能に備えるため、一般債権については貸倒実績率による額を計上しております。
- ② 賞与引当金・・・従業員に対する賞与支給に充当するため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 退職給付引当金・・・給与規定に定める、定年及び会社都合の解職に支給する退職給与に充てるため、期末要支給額を計上しております。

IV 収益および費用の計上基準

当社は、貨物取扱業務、通関業務、貿易代行業務、倉庫流通加工業務を主な事業としております。これらのサービスについては、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点（通関許可日及び一部業務については下記のとおり）で収益を認識しております。

- ① 貨物取扱業務：
輸出混載仕立業、倉庫業・・・混載仕立日を基準に計上しております。
輸入貨物取扱業・・・航空便の到着日を基準に計上しております。
- ② 通関業務：
輸入通関業の一部取扱・・・納品完了日を基準に計上しております。
- ③ 貿易代行業務：
海上輸出取扱・・・船積日を基準に計上しております。
海上輸入取扱・・・納品完了日を基準に計上しております。
- ④ 倉庫流通加工業・・・作業完了日を基準に計上しております。

なお、当社の役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

V その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① リース物件の所有権が借主に移転すると認められる物以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ② 消費税等の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

I 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。この結果、従来 of 会計処理と比べて、当事業年度の売上高は15百万円減少し、売上原価は15万円減少しております。営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に影響はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- I 当該事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 1,200株